

こんにちは。

今回も人事労務に関する最新情報をタイムリーにお伝えします。

【目次】

1. 2018 年度の雇用動向に関する企業の意識調査
2. 雇用保険の手続でマイナンバーの記載のないものは返戻されます
3. 子ども・子育て拠出金料率の改定

■社会保険労務士山口事務所: <http://www.ys-office.co.jp/>

1. 2018 年度の雇用動向に関する企業の意識調査

帝国データバンクが 2018 年度の雇用動向に関する企業の意識調査結果を公表しました。

65.9%の企業が 2018 年度に正社員の採用予定があると回答し、4 年連続で 6 割を超えました。

特に大企業の採用意識が高く、84.0%で過去最高となっています。また中小企業も 61.3%で、こちらは 11 年ぶりに 6 割を超えています。

従業員の働き方に対する取り組みでは、「長時間労働の是正」が 46.3%でトップ。次いで、「賃金の引き上げ」「有給休暇の取得促進」がいずれも 4 割台が続いています。

長時間労働の削減や仕事と家庭の両立に関する取り組みを行い、従業員の働き方を変えようという企業意識がうかがえる結果となっています。

参考: <http://www.tdb.co.jp/report/watching/press/p180302.html>

(望月)

2. 雇用保険の手続でマイナンバーの記載のないものは返戻されます

平成 30 年 5 月以降、雇用保険の手続きで原則としてマイナンバーの記載がない場合は返戻されることとなります。ただし、マイナンバーを記載する必要がある届出書と記載が不要な届出書がありますので、ここではそれらの届出書の種類等を説明します。

1. 原則としてマイナンバーの記載が必要な届出等

- ①雇用保険被保険者資格取得届
- ②雇用保険被保険者資格喪失届
- ③高年齢雇用継続給付支給申請(初回)
- ④育児休業給付支給申請(初回)
- ⑤介護休業給付支給申請

※既にその他の届出書等でマイナンバーをハローワークに届け出ている場合は、上記の各届出書の余白部分に「マイナンバー届出済」と記載することでマイナンバーの記載を省略することができます。

※会社のシステム上の都合等により上記の届出書にマイナンバーの記載をすることができない場合は、「個人番号登録・変更届(下記 URL 参照)」を事前に提出するか、上記の各届出書と併せて提出することで省略することができます。なお、この場合でも各届出書に「マイナンバー届出済」と記載する必要があります。

2. マイナンバーの記載が不要な届出等

- ①雇用保険被保険者転勤届
- ②雇用継続交流採用終了届
- ③高年齢雇用継続給付支給申請(2 回目以降)
- ④育児休業給付支給申請(2 回目以降)

※上記の各届出書を提出する際、「マイナンバー届出済」の記載は不要です。

※マイナンバーがハローワークで未登録の場合は「個人番号登録・変更届」を事前に提出するか、上記の各届出書と併せて提出することになります。

以上となります。なお、今後上記の各届出書を提出する際に、マイナンバーを既に提出しているか否かを把握する必要があります。その確認をするための方法として、ハローワークから「事業所別被保険者台帳」を取り寄せることができます。この台帳を取り寄せると、マイナンバーがハローワークで登録されている場合は「記録有」と記載されます。ただし、この台帳を取り寄せる場合は依頼書をハローワークに提出する必要があり、また都道府県毎にフォーマットが異なるので、利用する際は管轄のハローワークにご確認ください。

【今回の記事に関するリーフレット】

http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-1160000-Shokugyouanteikyoku/20180309hoken_9.pdf

【雇用保険手続きにおけるマイナンバー取扱いの Q&A】

http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-1160000-Shokugyouanteikyoku/2018QA_2.pdf

【個人番号登録・変更届】

<https://hoken.hellowork.go.jp/assist/600000.do?screenId=600000&action=kojinbangotokuLink>

※ダウンロードをする際は「個人情報の取扱い及び利用上の注意を確認し、同意した。」にチェックをしてからご利用ください。

(岩瀬)

3. 子ども・子育て拠出金料率の改定

平成 30 年 4 月より、子ども・子育て拠出金率が 0.23%から 0.29%に改定されます。

子ども・子育て拠出金とは、児童手当、放課後児童クラブ、企業主導型保育事業(企業が保育施設を設置し、自社従業員の他に一般の方も受け入れる制度)等の支援の財源となるものです。

毎月納付している社会保険料には、健康保険料、厚生年金保険料に加え、「子ども・子育て拠出金」が含まれており、厚生年金の標準報酬月額、標準賞与額に拠出金料率を掛けて算出されます。

なお、子ども・子育て拠出金は、被保険者や事業主の子の有無にかかわらず被保険者全員が対象となり、すべて事業主負担です。

例: 標準報酬月額 30 万円の人が 10 人の会社の場合
30 万円 × 10 人 × 0.29% = 8,700 円

参考: 厚生年金保険料額表

<http://www.nenkin.go.jp/service/kounen/hokenryogaku/gakuhyo/20170822.files/1.pdf>

(佐藤)

山口寛志著「雇用形態・就業形態別で示す就業規則整備の
ポイントと対応策」(新日本法規)2017年6月発行

http://www.sn-hoki.co.jp/shop/product/book/detail_50979.html

内容に関するお問い合わせは山口事務所まで

社会保険労務士山口事務所

執筆: 望月孝次、佐藤貴之、岩瀬孝嗣

〒150-0002

東京都渋谷区渋谷 3-15-4 渋谷 Monostepビル 5階

TEL: 03-6427-1191 FAX: 03-6427-1192

Homepage: <http://www.ys-office.co.jp>

Facebook: <http://www.facebook.com/ysoffice>
